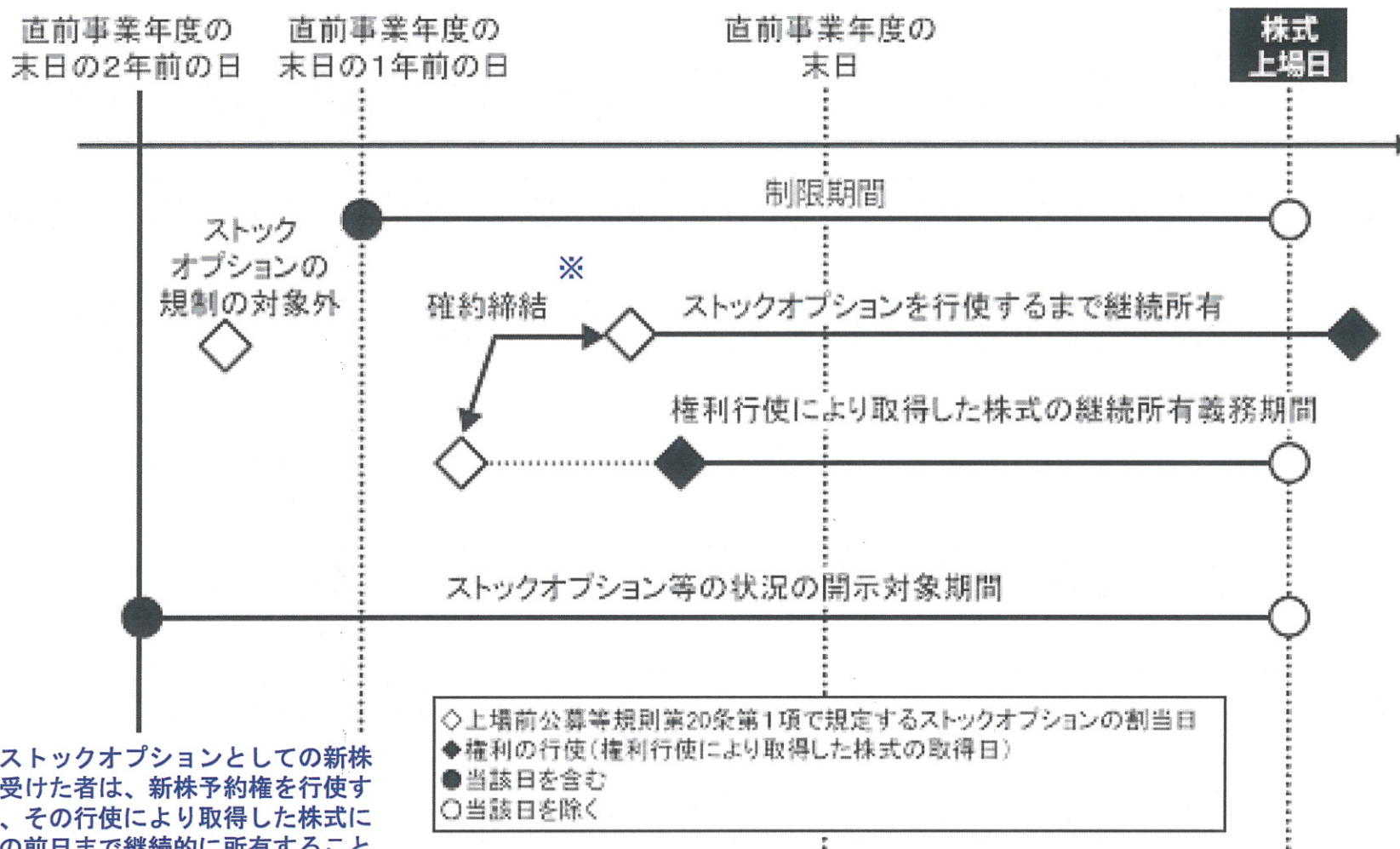


4. 上場前公募等規則第20条第1項で規定されたストックオプションの簡略図



※制限期間内にストックオプションとしての新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使する日まで、また、その行使により取得した株式については上場日の前日まで継続的に所有することなどについて、申請会社との間で書面により確約しなければなりません。

出典：JASDAQ上場ハンドブック2012